

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する
法律（令和元年法律第15条）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者
等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年9月25日

千葉地方法務局館山支局 登記官 能 城 周 平

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	
0404-2025-0007	鴨川市和泉字台ノ上	1 3 5 1
0404-2025-0008	鴨川市和泉字台ノ上	1 3 5 3
0404-2025-0011	鴨川市和泉字女神	1 6 6 9 - 2